

令和6年第3回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 令和6年9月11日
招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

委 員 長	中 村 美 穂	副 委 員 長	堀 真
委 員	松 林 敏	委 員	浦 川 圭 一
委 員	安 部 都	委 員	山 口 憲一郎
委 員	竹 中 悟		

欠席委員

な し

職務のため出席した者

議事課長 福本 美也子

説明のため出席した者

教育次長 宮司 裕子 (教育総務課)	教育委員会理事 鳥山 勝美
-----------------------	---------------

課長 久原 和彦 (学校教育課)	課長補佐 山下 泰明
---------------------	------------

課長補佐 梶尾 和美

(生涯学習課)

課長 中尾 盛雄 (農業委員会)	課長補佐 原 雅美
---------------------	-----------

係長 日高 拓郎

係長 浦川 真

局長 山崎 昇

係長 森 雅之

本日の委員会に付した案件

議案第49号 令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開会 9時28分

閉会 12時02分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。

令和6年第3回定例会本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第49号令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての教育委員会教育総務課、学校教育課の分割付託を受けている分を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

それでは令和5年度一般会計決算書歳入歳出の事項別明細につきまして、教育総務課と学校教育課所管を併せてご説明をいたします。24、25ページをお願いいたします。歳入からです。12款1項3目教育費負担金1節教育総務費負担金のスポーツ振興センター共済保護者負担金です。小中学生に掛けております共済掛金920円のうち、要保護、準要保護の世帯を除く3,006人の保護者の方に2分の1の額をご負担頂いているものです。続きまして30、31ページをお願いいたします。14款2項5目教育費国庫補助金1節小学校費補助金、一番下ですね。こちら1行目、要保護児童生徒援助費補助金および2行目の特別支援教育就学奨励費補助金は、就学援助費に充当をしております。3行目の公立学校情報機器整備費補助金は、GIGAスクール運営支援センター整備委託に充当しております。2節中学校費補助金、次のページの方にわたりますが、1節と同様の事業の中学校予算に対し充当をしております。続きまして36、37ページをお願いいたします。15款2項7目教育費県補助金1節教育総務費補助金です。不登校支援推進事業補助金は補助率が2分の1で、長崎県教育委員会が推進する不登校児童生徒の社会的自立を促すことを目的とした未来へつなぐ確かな一步推進事業における講師謝礼や活動経費に充当しております。2節中学校費補助金、地域部活動推進事業補助金は、地域運動部活動推進事業および地域文化部活動推進事業に充当しております。続きまして次のページ38、39ページをお願いいたします。15款3項7目教育費委託金2節中学校費委託金です。1行目キャリア教育充実事業委託金は、長崎県教育委員会の委託事業で、長与第二中学校において地域や民間企業と連携し、生徒のキャリア発達に関わる資質能力の育成を目指す研究に取り組むための事業委託金になります。中学校教育振興費の報償費の講師謝礼や先進校視察などの旅費に充当しております。2行目の地域部活動推進事業委託金は、休日の部活動の地域移行に関する自主研究に対する県からの委託金です。休日における地域運動部活動の指導および運営委託料に充当しております。続きまして16款1項2目利子及び配当金1節利子及び配当金の上から6行目、奨学資金貸付基金運用収入、そして下から2行目の教育振興基金運用収入が教育総務課の所管となります。続きまして40、41ページをお願いいたします。17款1項6目教育費寄附金2節中学校費寄附金は、地域運動部活動推進事業、主に備品の購入に

充当をしております。7目ふるさと長与応援寄附金1節ふるさと長与応援寄附金です。教育の充実や生涯学習推進分として3,703万7,000円を学校施設保守清掃委託などに充当をしております。9目企業版ふるさと納税寄附金1節企業版ふるさと納税寄附金につきましては、これ次のページにわたりますが、このうち210万円を地域運動部活動推進事業に充当をしております。続きまして46、47ページをお願いいたします。

20款5項1目雑入1節雑入です。6行目の学校給食食材費負担金は、給食の公会計化に伴う賄材料費の保護者等の負担分です。中段付近25行目、電柱等設置使用料、このうち131円が教育総務課負担分、そしてその下、長崎県市町村振興協会国際交流支援事業補助金のうち、8万6,216円を長与町英語における国際コミュニケーション活動をはじめとする英語推進事業に充当しております。その2行下、住宅借上料返戻金は、新規の外国語指導助手ALTですね。ALTのために町が事前に支出していた家賃等に対する外国語指導助手個人負担分の返戻金です。次のページ48、49ページをお願いいたします。一番上、学校給食廃食用油売払収入は、給食に使用した廃油の売払収入です。6行目、住宅借上時敷金権利金返戻金は、先ほど述べた新規の住宅借上料の返戻金と同様に新規のALTのために町が事前に支出していた敷金に対しての返戻金です。13行目、小学校ICT機器等修理費負担金および次の行、中学校ICT機器等修理費負担金は、タブレット端末および充電ケーブルの破損にかかる修理代、それぞれ小学校4名、中学校4名分です。下から3行目、学校備品等売払収入は、使用できなくなったテントの足などの鉄材を有価物として売却した際の収入となります。20款5項2目1節弁償金です。町内学校で起きた不祥事で町が支払った損害賠償求償金です。現在月に1万1,000円、ボーナス時に2万円が支払われております。以上が歳入です。

続きまして歳出です。ずっとページ飛びまして、164、165ページをお願いいたします。10款1項1目教育委員会費です。1節報酬から10節需用費は経常的な経費の支出となっています。続きまして2目の事務局費です。1節報酬の主なものは、教育相談指導員2名、学校運営指導員1名、そしてALT3名分の報酬となります。2節給料は教育長、次長そして学校教育課および教育総務課の職員の人事費となります。3節職員手当、次のページ166、167ページの一番下の説明になりますが、会計年度任用職員期末手当は、学校運営指導員1名、学校教育相談指導員2名、適応指導教室指導員1名、計4名分となります。4節共済費の1、2行目共済組合負担金と特別職共済組合負担金は、教育長、次長と学校教育課および教育総務課の職員分となってます。3行目の会計年度任用職員社会保険料は、学校運営指導員1名、学校教育相談指導員2名、適応指導教室指導員1名、ALT3名の計8名分となっています。8節旅費会計年度任用職員通勤手当につきましては、学校運営指導員、学校教育相談指導員、適応指導教室指導員、ALT、そして一般事務補助パート職員の通勤手当となっています。9節交際費は教育長交際費です。11節役務費のインターネット接続料は、統合型校務支援システムの関連費用となります。4行目、金融機関取扱手数料は、スポーツ振興センターの

掛金の入金時の硬貨整理手数料です。13節使用料及び賃借料の住宅借上時敷金権利金および住宅借上料は、ALTの新規の方の町が事前支出したものになります。18節負担金、補助及び交付金の主なもので、4行目の各種大会参加補助金は、交通費、宿泊費などを補助しており、町内の中学校に対しまして県大会が20件、九州大会が5件、全国大会1件の計26件分となっています。続きまして、次のページ168、169ページをお願いいたします。3目教育振興基金24節積立金、教育振興基金積立金です。一般会計の余剰金により3億円および預金利息の1万4,677円を積立てております。続きまして2項1目小学校管理費です。1節報酬の一番下、教育支援員報酬は、小学校の子どもと親の相談員5名、特別支援教育支援員16名分の報酬となります。8節旅費、費用弁償は、学校運営協議会分です。その下、会計年度任用職員通勤手当は、小学校の子どもと親の相談員と特別支援教育支援員の交通費となっています。10節需用費、上から8番目、修繕料の主なものとして、高田小学校給食室床修繕、そして長与小学校受電用高压ケーブルの交換修繕などがあります。11節役務費です。次のページをお願いいたします。一番下のハウジングサービス利用料は、小学校のパソコンサーバーをセキュリティを確保したサーバールームへ保管する際の代金となります。12節委託料です。主なものは学校図書校務補助員委託料と学校用務委託料、一番下の段、GIGAスクール運営支援センター委託料です。13節使用料及び賃借料の6行目、ソフトウェア使用料は、統合型校務支援システム、ウイルス対策ソフトウェア、デジタル教材使用料となっています。14節工事請負費の1行目、屋外附帯施設整備工事費の主なものは、洗切小学校高压気中開閉器取り替え工事です。2行目の校舎整備工事費は、長与南小および北小の普通教室のLEDの照明取り替え工事、そして高田小および北小のトイレの洋式化工事が主なものです。17節備品購入費です。一般備品購入費の主なものは、児童用机椅子各137脚の購入です。給食用備品購入費の主なものは、高田小学校真空冷却機購入となっています。18節負担金、補助及び交付金です。一番下の遠距離通学費補助金ですが洗切小が4名、北小学校の16名に支出をしております。21節授業目的公衆送信補償金は、教育機関の設置者がこの補償金を支払うことにより、学校などの教育機関の授業で予習、復習に教員が他人の著作物を用いて作成した教材を児童の端末に送信することなどを個別に著作権者等の許諾を得ることなく行えるそのものとなります。そして次のページ172、173ページをお願いいたします。2目小学校教育振興費です。7節報償費は、総合的な学習の時間などにおける講師謝礼です。8節旅費は、子どもと親の相談員の通勤手当です。10節は、需用費は経常的な経費となります。17節備品購入費、図書購入費は1,729冊を購入しております。19節扶助費の就学援助費は、要保護10名、準要保護291名、特別支援35名に学用品費などを支援しております。要保護児童に対しましては、約2分の1の国庫補助があります。続きまして10款3項1目中学校管理費です。8節旅費は、中学校の学校評議員の費用弁償および特別支援教育支援員の通勤手当です。10節需用費、修繕費の主なものは、長与第二中学校火災受

信機取り替え、高田中学校体育館バスケットボールベルギアや動作不具合などの修理となります。11節役務費は、経常的な経費となります。続きまして次のページ174、175ページをお願いいたします。12節委託料の主なものは、学校図書校務補助員委託料と学校用務委託料、そして一番下の段、GIGAスクール運営支援センター委託料となります。13節使用料及び賃借料です。下から2行目、ソフトウェア使用料は、先ほど小学校で述べたとおり統合型校務支援システムやソフトウェアの使用料となります。14節工事請負費です。校舎整備工事の主なものは、長与中および長与第二中の特別教室のLED照明取り替え工事、そして、長与第二中、高田中のトイレの洋式化工事が主なものとなっています。17節備品購入費です。一般備品購入費は、生徒用の机椅子各71脚が主なものとなります。18節負担金、補助及び交付金です。4行目遠距離通学費補助金ですが、長与中の生徒40名、そして第二中学校の生徒21名に支給をしております。次のページをお願いいたします。21節授業目的公衆送信補償金につきましては、小学校管理費と同じ費目であり中学校の生徒を対象とするものです。続きまして2目中学校教育振興費です。1節報酬は、心の教育相談員3名分です。10節需用費、11節役務費は、経常的な経費となっております。12節委託料地域運動部活動事業委託料は、中学校の運動部の休日における指導および運営委託料です。13節使用料及び賃借料は、自動車借上料は、郡の中総体、吹奏楽コンクールなどのバスの借上料となっています。17節備品購入費の図書購入費は、1,099冊の図書を購入しております。19節扶助費の就学援助は、要保護9名、準要保護141名、特別支援4名に学用品費などを支給しております。小学校と同様に要保護の生徒に対しては、約2分の1の国庫補助があります。次のページ178、179ページをお願いいたします。5項1目奨学金ですが、奨学資金運営委員会に係る経常的な経費となっております。続きましてちょっと飛びます。192、193ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。10款7項3目学校給食費です。早速ですが、次のページ194、195ページですね。8節旅費は、学校給食運営委員会時の旅費となります。10節需用費のうち賄材料費は、給食の公会計化に伴う給食食材の購入費となってます。11節役務費は、経常的経費です。12節委託料3行目、給食調理委託料は、給食調理員に係る管理公社への委託です。上から8番目、共同調理場管理事務委託料は、場長、事務員、各1名に係る管理公社委託です。一番下、食品廃棄物処分業務委託料は、学校給食で出た野菜くずや食べ残しを集め、豚の液体飼料として再利用するための業務委託料となっています。17節備品購入費です。給食用備品購入費の主なものは、給食共同調理場消毒保管機とフードスライサーなどの購入となります。今ので歳出は終わりですね。

続きまして、改めまして205ページをお願いいたします。4基金の(6)奨学資金貸付基金です。現金、貸付金を合わせまして、決算年度末残高3,872万2,000円となっております。昭和58年から奨学資金の貸付が開始され、昨年度までに135名の方に貸し付けをしております。その内訳としましては、償還をもう既に終わられた方

が102名、償還中の方が29名、進学などにより償還が猶予された方が2名、貸付中の方が2名となっております。昨年度5年度の新規の貸付は申請が1件につき、新規の認定も1名となっております。続きまして次のページ、206ページ、(13)教育振興基金につきましては、決算年度末残高10億9,721万6,000円となっております。以上が教育総務課関連の基金となります。そして最後になりますが、一般会計に係る主要な施策の成果に関する報告書の57から59ページにかけてが教育総務課分、そして64、65ページに学校教育課分を掲載しておりますので、ご参照ください。ただたどしい説明で失礼しました。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を受けたいと思います。質疑は先ほどの提案理由と同じで教育総務課、学校教育課、一括して質疑を受けたいと思います。まずページを追って進めますので、歳入の方から入らせていただきます。歳入の24、25ページ、質疑はありませんか。続いて30、31ページ、次のところもですね。32、33ページの上段まで。36、37ページ、38、39ページ、質疑はありませんか。40、41ページ。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

すいません、39ページの中学校費委託料の地域部活動推進事業の件でございますけども、この間の中村委員長の一般質問で国の補助が今年か来年まで、これ補助が切れるということで、その後のことをどうするんですかということで。別に簡単に言えば今のところは考えてないということでありましたけども、やはり令和2年から始まっているもんで、部活自体は軌道に乗っているんじゃないかなと私は思ってるんですけど、あとは係る経費でよかですかね。その辺の将来的な計画を立てていかなくてはならないんじゃないかなと私は思ってるんですけども、その辺の考えはもう多分考えておられると思うんです。分かる範囲でいいですから、その辺をどういうふうにしていかれるのか教えていただければと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

委員がご心配していただいているように、やはり財源確保っていうところが一番の課題となっております。また併せて受け皿となっておりますNSC、長与スポーツクラブの強化、体制の強化っていうところも全てが財源に関わってくるところでございます。現在3年間、県から委託という形で委託金が3年間は決まっておるんですが、その後については県の方も国の方も各自治体で自走できるようにというような指示がっておりまます。ただ全くの補助金等がないという形になると自走もなかなか難しくございますし、

議会の中の答弁でもさせていただいたように、子どもたちからの保護者からの月払いと頂く月謝のところについては、できるだけ抑えるようについてこれも国からの指示があっておりまますので、値上げは考えておりませんので、それだけでは運営はなかなか難しいところがございますので、補助金等のお願い等を国や県の方に継続していきたいと考えておるところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

これはちょっと質疑じゃないんですけども、今保護者の方から考えたときに、今理事が言わされたように納める額が上がるんじゃないかなという心配をしていたんですけども、その辺を踏まえて頑張っていただくということでございますので、よろしくお願ひいたします。すいません、これは申し訳ございません、答弁はいりません。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。今41ページ、それから40、41、42、43の上段のところですね。企業版ふるさと納税、質疑はありませんか。46、47ページ、雑入ですね。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この学校給食食材費負担金の1億7,651万6,238円ですけども、これは滞納とかはあってないんでしょうか。全て納められているということでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

梶尾課長補佐。

○課長補佐（梶尾和美君）

学校給食費の未納の方につきましては、5年度末で29件の26万5,963円ございました。今年度に入りましたからも架電を行ったりとかによって、今現在では8件の6万4,131円ということで、未納額については滞納分は減少している状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この公会計を始めての1年目の決算ですのでちょっとお聞きをしたいんですが、5年度末の決算で29件の26万5,000円程度ということだったんですけども、これは私会計のときと比べて私会計のときは非常に徴収率は高かったと思うんです。99.何%とかと言われたんで、そこら辺と比べてどうなのか。1年目だからそんなに変わらないのかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

私会計ですので全ての8校分がどうなっていたかっていうところが、はっきりつかめてないところがございます。公会計のときと公会計の今回の滞納の件数と私が長与小、長与南小で勤務をしておりましたときの環境と比べますと、公会計になった方が滞納率が下がっておるというように肌感覚では感じておるところでございます。また、年度内に回収をかけておりますので、もう卒業した子とかの分とかがずっと私会計のときは溜まっておりましたので、年度内での回収に努めているところは公会計のよいところかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりました。本町においては特殊な例なのかなというふうに今お聞きをしましたけども、一般的には公会計に移行することで滞納率がどんどん上がってくるんじやないかというようなことでどこも心配をされているようなんですね。間違いないですよね。本町においてはそういうことで、滞納率は逆に公会計にしたことで上がっている、徴収率が上がってるということで、分かりました。それで理解をさせていただきます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

すいません、同じところで。公会計にするということは、保護者の方からの銀行からの振り込みになるんでしょうか。そのまま町の方に入金というか、振り込みができるということになるんでしょうか、総合的に。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

保護者の銀行口座からの自動引き落としという形になっております。また、引き落としが不能なところには督促をかけております。また、なかなか難しいところに関しましては、児童手当からの天引きをさせていただく了解を得て、児童手当から天引きをさせていただいております。その関係もありまして先ほどありました徴収率が上がっているところにつながっておるところでございます。ただ、やはり昨年度末、担当者とともに私も督促に直接お伺いしてお願いをしたようなケースも何件かあります。ということを繰り返す中で徴収率も上がっているというように考えておるところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

了解しました。どうしても普通の振り替えができないところは、子ども手当から引き落としをされるというところなんですが、滞納される方は、子ども手当の残高もなくなった状態であえて、その何て言うのかな、前もって引き落としをされてて、ちょっと何か手段がないんですか。子ども手当から引くということで、保護者の方はもう前もって引き落としを全部してしまって、残高がないから滞納になってしまふという、そういう状況に陥るということですかね。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

一応指定口座についてはその1件を登録していただいてるんですが、やはり保護者の方の中には口座たくさんをお持ちで、生活用品の方にそちらの違う口座の方にたくさん入れておられて、指定口座から落ちないという場合がございますので、そのまずは督促をかけてそこにちゃんと入れてくださいというお願いをして、どうしてもそれぞれのご都合がございますでしょうから、それがなかなかできないご家庭に関しましては、児童手当から引き落としをさせていただくことを、これも了解をしていただいた上で、引き落としをさせていただいておるところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

今46、47ページの雑入のところで質疑を受けておりますが、48、49ページ。

堀委員。

○委員（堀真委員）

ちょっと決算書の49ページのICT機器の修理負担金のとこなんですけど、小学校のところが約3万円、中学校のところが約4万円っていうところになってるんですけど、この修理負担金を超えて、例えば児童生徒の方でiPad丸ごと壊してしまったとか、その負担金の額をもし超えてしまったときに負担、修理代っていうのを保護者が負担するのか、どこが負担するのかっていうのをちょっと教えていただきたいです。

○委員長（中村美穂委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

まずこの保護者の負担分というのがどういったときに発生するのかっていうところからご説明させていただければと思います。基本的には学校での活動で故障した場合、不注意で落として画面が割れたとかの場合も公費で修繕をしております。保護者が負担する場合っていうのは、ご家庭で破損した場合ということになります。おっしゃられた

ようにこの4件、4件ということで、3万円と4万円のこの違いは何なのかなっていうところですけど、画面割れですね。これがよくある故障といいますか修繕をしないといけない事態に陥るのは、ほぼほぼこの画面割れなんんですけど、画面割れを先ほど申し上げましたとおりご家庭であった場合は1万円をご負担していただいて、その差額は公費で負担をしております。3万円、3万1,200円に関しては、1,200円は充電ケーブルの破損ですね。これに関しては1,200円を頂いて、その差額を公費で負担をしていくという状況になっております。以上のご説明でよろしかったでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

49ページの備考欄の住宅借上時敷金権利金払戻金、これはALTの先生方に住んでいただいている住宅のことだということだったんですが、借り上げの形態としてどうなんですか。この方たちが出た時点で、また住宅を別に借りるとかなんとかなんですか。1つの住宅は町が借りておって、そこに入れ替わりで住んでいただくということなんでしょうか。そうであればこの敷金とか払い戻しが発生するのかなとちょっと思ったもんですから、どういう形態でされているのかをちょっと。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

新規に来日される外国人指導助手の先生方に快適に日本での生活をしていただかないといけませんので、テレビであるとか、エアコンであるとか、冷蔵庫であるとかが完備されている住宅に住んでいただく形になっております。その関係で法人格である町としてしか、個人では借りられなくて法人格である町として先に借り上げる形になっておる関係で、外国人指導助手の先生方には、このあとお住まいになられた後、給与の中からこれを町が借り上げていたものをそれに対して返戻をしていくという形になっておる関係で、敷金礼金が毎回発生する形になっておろうかと思います。申し訳ありません。町でその先生方が住まれる期間、来日期間に限っての契約になっておりますので、町がずっと継続して契約をしているわけではありませんので、敷金礼金が発生するものと考えておるところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そしたら例えば町が1軒借りて先生たちに例えば3年住んでいただいて、次の方が来たときにまた3年同じ家に住んでいただくんですね。ここで家がずっと町が借りる家が、ここを借りて今度こっちに行ったりとか替わるという前提であれば、この敷金が、

敷金礼金ですから恐らく私不動産屋とのやりとりなのかなと思ったもんで、そうであるならば毎回3年ごとに、3年と言ったんですが、例えばの話なんですが、3年ごとにずっと借りる家が替わっていけば敷金とか礼金も伴って払い戻しとかなんとか発生するんだろうけど、町が一律例えば9年借りて入る人たちだけが3人代わったところで、敷金礼金の払い戻しとかが発生するのかなというのが、そういう思いがあつたもんですからお聞きをしたんですが、やっぱり正確にはどんななんですか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

これまでの現状を見ますと、同じ所じゃなくて別の所に住まれているようで、マンスリーマンションみたいな形のものであるとか、いろんな形態があるみたいで、そのときそのときで一番廉価なところで快適に生活していただける所をいくつか提供した中で決めておる形にしておる関係で、敷金礼金が発生している形になっております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

町が借りるんだけれども、ある程度物件は住まわれる方に探していただいているということですね。そういうことなんですかね。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

町の方でいくつか調査をして調べておいて、どれがいいですかというような形で選んでいただいている形になっております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

ないようでしたら次に歳出の方に移ります。ページが飛んで164、165ページの中段からですね。続いて166、167ページ。続いて168、169ページ、170、171ページ、質疑はありませんか。172、173ページ、174、175ページ、176、177ページ、178、179ページ、少し飛びまして192、193ページ、それから194、195ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

195ページの賄材料費ですけども、先ほどの歳入のこの学校給食費負担金と比較すれば1,000万円ぐらい、1,100万円程度差があるんですが、この差額については一般財源を入れてるということなんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

梶尾課長補佐。

○課長補佐（梶尾和美君）

こちらの方に差の方につきましては、コロナ交付金の部分で1食当たり20円の補助金を頂いておりますので、その分で多くなってるような形になります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。前に戻ってもいいですよ。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

171ページの備考欄ですけども、小学校も中学校も一緒だと思いますけど、学校の雑草、草払いとか剪定とかがありますけども、これは以前私たちがするときはPTAとかそういういたところに配分というか、行きよったのかなという思いがしてるんですけど、これは学校自体が雇って作業をされている分ですか。前はボランティアとかなんとか除草作業に申請をすれば1回につき何万円とか、そういったときがあったんですよね。それと同じ委託料なんですか。分かりますか、ちょっと意味が分からんですかね。お願いします。この備考欄にあります学校用地雑草刈払い委託料と学校敷地内樹木剪定委託料とありますので、これは小学校も中学校も一緒だと思いますけども、そういう捉え方でよろしいのでしょうかという質問です。

○委員長（中村美穂委員）

山下課長補佐。

○課長補佐（山下泰明君）

PTAの方とか学校支援ボランティアの方たちに草刈りをお願いしてる分についても、学校用地雑草刈払い委託料の中に含まれております。その他どうしても学校、南小学校であったり高田小学校の所、のり面が急なところがございますので、それについてはPTAの方であったりとか、先生たちにやってもらうにはちょっと危険っていうところもありますので、業者の方に委託をして作業をお願いするようにしております。樹木剪定についても同じように高木になりまして、PTAの方や先生たちでは難しいということで、これも同じように委託をして業者の方にお願いをしている状況です。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今回の学校給食費の公会計化なんですが、ここの決算書でどこの部分で私の方も特定できないんですけども、この公会計化に伴って決算ベースで新たにどれくらいのお金が必要になったのか、そこら辺計算されているものがあればちょっと教えていただきたいんですが。私会計のときから移行することによって以前からいろいろちよこちよこ言われてはおったんですが幾らかかるとか、そこが決算でどれぐらい公会計化によってお金

がかかったのかですね。そこをちょっと計算をされてたらお示し願いたいと思うんですが。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

公会計の導入に当たりまして必要になりました公会計の管理システムの導入に費用がかかっております。また、督促業務に関しまして、郵送を行っておりますので、その郵送料またその封筒料につきましては、今までなかったものがありますので、そういう予算の分が増えた形になります。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そういう内容はつかまれておるんでしょうけども、そこで決算ですので、それらに伴う金額がいくらになってるかというのは試算はされてないでしょうか。計算はされてないでしょうか。決算書の中のどっかに反映されてると思うんですよね、そういうものが。だからそういうものを計算したものがないかなと思って、ちょっとお聞きをしております。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

給食公会計化という形で全体での決算が必要なのではないかというご指摘かと思っております。ここでの学校教育課分での決算書に載ってる分につきましては食材費の購入費、賄材料費に関わるものしか載っておりません。この賄材料費として上げてます。給食の管理システムにつきましては、情報政策課の予算とも重なる、使って、そこから出てるところもありますし、先ほど申し上げました郵送に係る郵送料も総務課に関わっておったりします関係で、他課にまたがっている関係で、学校教育課としましては、この賄材料費、保護者から頂く給食費は食材費にそのまま直結しますので、賄材料費での決算という形になっております。給食公会計化の決算というわけではないということになります。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ここを聞きましたのは、実は私は公会計化には反対派だったんですよ。それで必要あるのか変える前からずっと必要あるんでしょうかということでお聞きをしておったんですが、今回、だから主要な施策はまだですもんね。だからここの時点できちんと最終的にそういう情報を聞きして聞こうかと思ったもんですから、主要な施策に入った時点

でもう1回質問をさせてもらいます。

○委員長（中村美穂委員）

それではページを進めていきたいと思います。飛びまして、基金のところですね。205、206ページ、質疑はありませんか。それから主要な施策ですね。57ページからになると思いますが、主要な施策のところで質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

まずちょっと先に数字を。この主要な施策の財源内訳のその他の欄は、何をもとに書かれておられるのかというのをお聞きしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

財源内訳のその他になります1億7,554万5,000円につきましては、保護者から頂く給食費負担金となっております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私もそうじやないのかなと思って決算書の47ページの数字とちょっと比較しますと、100万円ほど違うんですよね。このその他の欄が逆に多くて、その他の方が少ないんですよ。その他の欄が多くて、この決算書の決算書が1億7,651万6,000円ですから、こっちが100万円ぐらい減らして書かれることはないだろうなと思って今質問をしているところなんですが。これプラス100万円だったら他のものがその他に加わって書かれてるのかなあというふうなことで別に聞くこともなかったんですが、どっちが正しいですかね、数字的には。保護者の負担金が決算ベースでもうこんだけ入りました、確実に入ってますよというような数字だと思うんですけども。こっちに主要な施策の方もその他の欄はこれですよと、もう確定した額ですよって書かれてる。それに100万円ぐらいちょっと差があるのがちょっと分からんですが、そこをちょっと説明願います。

○委員長（中村美穂委員）

梶尾課長補佐。

○課長補佐（梶尾和美君）

令和5年度のコロナ交付金の分で見込み数を多く、児童生徒の見込み数を多めに見込んでおりましたので、その金額が100万円ほど多く入ってるような形になっております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

決算の認定ですので、審査なんですので、そういうものも今言われたような事情も含めて、最終的に5年度末ではこの数字になりました。同じですね、先ほど理事が答えられてる保護者の負担金を書いてますっていうことであるならば、決算書の47ページの数字とここの数字が一緒になるべきじゃないのかなと私はちょっとと思って。途中、今梶尾補佐が答えられたような事情はあったかもしれませんけど、全部そういう事情も踏まえて最終的にこの数字になりましたというのが決算書には上がってくるべきじゃないのかなあとちょっと感じているんですが。どっちもしたら正しいということなんですか、この数字は。主要な施策に載つとる数字もこっちの数字も。そこをもう少し確認させてください。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

宮司次長。

○教育次長（宮司裕子君）

こちらの主要な施策というものが、歳出っていうものを主に置いて財源内訳というものを記載をしております。実際に今回コロナの交付金ということで1,251万9,000円という財源を充当させていただいているんですけども、給食会計で保護者から入った金額っていうのが確かに100万円程度この金額より大きいんですけども、歳出で決算額というのが賄材料費に係る決算額に充当した場合、この保護者負担金というものが少しこの決算額よりも少ない金額っていうことになります。この歳出の金額と国庫負担金の金額っていうものをまず最初に当てはめて、差額というのをこの保護者負担金の方で調整をさせていただいたっていうことになります。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の説明は何となく理解をさせていただきますけども、それで本題の、改めてこの公会計化に移行して1年、1年たってこの決算で何といいますか、検収といいますか事後検収といいますか、1年たってどうだったかというのをちょっとお聞きをしたいんですが。ここを読みますと保護者の利便向上および教員の業務負担軽減を目的に公会計に移行したんだというのが書かれているんですが、確かに私も先ほど申したとおり公会計化の反対派だったんですが、どういうメリットがあるんでしょうかってお聞きを一般質問でしたときに、教員の業務負担軽減が見込まれますようなことで説明を受け取ったんですよ。ところが先日の同僚議員の話を一般質問を聞いてみると、今度は学校の各図書

校務員の、公会計によって負担軽減が図られたことで、1人減らして業務が少し楽になったことで減らしたというようなものにつながっていったという説明をされていたんですけども。あのときは学校図書校務員、これは明確にこの方たちにこの給食の事務をお願いをしとったというようなことを答弁をされていたと思うんですが、この本町においてはだからこの教員の業務負担軽減というのは、さほど、何かあったのかもしれませんけどそんなにあったんでしょうか、これは。だからこれも含め今の答弁も含めて、何かいいことがあったのかどうかですね。そこら辺も含めて移行したこと、答えていただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

私会計時代は図書校務員に会計業務をしていただいておりました。ただし決算につきましては、教頭の方が取り仕切っている学校が多かったと思います。または校長ですね。督促に関しましては、図書校務員にはお願いはできませんので、管理職員の方が行っておりました。やはり卒業したところの、ときどきにはお声を掛け続けないといけないというところもありましたが、それがもう公会計になつたことで全て行政の方で行いますので、その点についてはすごく学校としては負担がなくなったと考えております。また先ほども申し上げましたが、公会計にすることで徴収率が下がる自治体も多いようございますが、本町におきましては公会計化にすることで徴収率が上がつたこともメリットの一つかなというようにも思いますし、また学校がやはり図書校務員の方もお金を扱うということでかなりの負担があったところが、それも学校から離れたっていうところは大変図書公務員にとっても、その負担を軽減されたことは大きいのかなと思っております。しかしそのことによって仕事の2校兼務等々の形に変わっていったという点につきましては、この公会計化とはまた分けて考えないといけないところかなというように考えております。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今日の質問で一番聞きたかったのは、先ほど質問しました公会計化で新たに財政的な、財源が幾らかかったのかというのを私はそこを正直もう本当は聞きたかったんですよ。そこを答えていただいた上で、こんだけかけてやつた分そういう効果が出てるのかというのをお聞きしたかったんですが、残念ながら幾らかかったか分からないというところで、なかなか議論が進まなかつたんですが、今の答弁をお聞きしまして大体納得しましたので、これで私の質問を終わります。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

この主要施策の64ページで地域運動部の活動推進委員のところで参加者数は544名というとこだったんですが、この指導員は何名だったのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

令和5年7月末の指導者の数でお知らせをいたしたいと思います。指導者数は124名になっております。実際地域の指導者に関しましては91名、大学生のボランティアが33名で、計124名という形になっております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

91名が全部資格を持ってるわけじゃないですね。大学生が33名、その何名が大体資格を持ってらっしゃるのか。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

この91名の中で有資格者もおりましたし、この5年度、昨年度1年間をかけて研修等々を積んで有資格者がどんどん今増えてきているところでございます。令和8年度からは有資格者のみが指導ができるという体制に変わっていきます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

ちょっとはずれるかもしれないんですが、この指導員の人たちの報酬というのは、どういう形になってますでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

長と総合型スポーツクラブ、N S Cの方に委託をしております。その委託先のN S Cの方が指導者に支払う形になっておりますが、有資格者につきましては1時間1,500円、無資格者には1時間1,000円という形でお支払いをしているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。歳入歳出全般を通して質疑を受けます。質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

177ページの教育相談員、支援員のことなんですが、これは3名分の心の教育相談員って先ほどご説明があったんじゃないかなと思うんですが、各中学校でどれくらいの子どもたちがそこを利用されたのか。ちょっと人数が分かれば教えていただきたい。

○委員長（中村美穂委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

年間の延べ人数につきましては今手元にはございませんが、毎日学校によったり日によって違いますが、3人から5人の利用はあっているようでございます。この中でもやはり同じようなお友達が3人ならぶとまたそこで負担感がございますので、また別室に分けたりっていうような形を取りますので、相談員対応につきましては3人から5人ですが、相談室を利用しているお子さんにつきましては、若干また減ってくるのかなというようなところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑をしたいので、副委員長と交代します。

○委員（堀真委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

歳出のところの171ページ、それからあと中学校費のところなんですけど、校舎の整備工事費の中でLED化の工事だったり、トイレの洋式化工事だったりという説明を頂きました。LED化もトイレの洋式化も進めていらっしゃるということは分かっているんですけども、この中でトイレの洋式化は、今確かに8つの学校がありますので、どのくらい進んでいるものなのか。あと想定で何年ぐらいで終わるものなのか、もうかなり進んでいるのか、ちょっとそこら辺が毎年されているということは理解をしているんですけども、その進捗といいますか、教えていただけますでしょうか。

○委員（堀真委員）

山下課長補佐。

○課長補佐（山下泰明君）

トイレの洋式化の進捗率についてなんですかけれども、令和5年度末現在で小学校で約62.2%、中学校の方で60.9%、小中学校合わせまして約61.8%になっております。町の方の計画としまして、令和7年度までに約70%の洋式化を達成するように考えておりまして、順次洋式化を進めていってるところであります。その後についても児童生徒の今現在の状況とかも踏まえまして、洋式化の方は徐々に進めていきたいなというふうに思っております。

○委員（堀真委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

トイレの洋式化については理解をいたしました。もう1点なんですかけれども、給食調理場、共同調理場であったり、各小学校の給食を作る現場の備品の購入というか、例えば大きな金額ですね。スライサーだったりとか真空冷却機とかそういうものもあるかと思うんですけれども、過去をさかのぼれば冷房とか入らないだろうと暑い中でと思っておりましたけども、学校にクーラーが空調が整うときに工事をされたりということで、一定少しずつ更新されているものなのかなと思っておりますが、今現状として壊れたものを壊したなりに仕方なく予算がかなり高額なのでっていうようなところがあろうかと思いますけど、ある程度もう今整っている状況なのか、もちろん耐用年数もありましょうから何でもかんでも新しくできないというのは理解してるんですけども、そういったところで現状として困っているようなところがないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○委員（堀真委員）

久原課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

この単独調理場および共同調理場における調理用の備品の購入についてのご質問だと思います。今現在とても調子が悪くてだましまし使っているっていうような備品が今現在あるかというと、私どもはそのような把握はしておりません。ただ、昨年度そういった状況にあった共同調理場の蒸煮冷却機がもう秋頃に使えなくなりまして、今現在その導入に向けて工事ないし備品の購入をやっているところです。これもかなり4,000万円以上の高額な物になりましたが、昨年度も共同調理場に消毒保管庫であったりスライサーの購入であったり、高田小学校の冷却機の購入であったりとかしております。必要な分は必要な予算の要求、そして財政もそこについてはご理解を頂いて、かつそこに対して議決も頂いているということなので、必要な分は必要なように賄っていけるのかなっていうふうには思っております。当然、調理員にしてみればもっとこういうのが欲しいよっていう要望はあるのかもしれないんですけど、我々としては今整備している共同調理場の真空冷却機が整えば一定の環境はもう整備できたものっていうふうにみなせ

るのかなというふうには思っております。

○委員（堀真委員）

委員長と交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで教育委員会教育総務課と学校教育課の質疑を終わります。

11時まで休憩いたします。

（休憩 10時50分～10時59分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、教育委員会生涯学習課の令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

皆さま、こんにちは。それでは議案第49号令和5年度一般会計歳入歳出決算の生涯学習課所管分についてご説明させていただきたいと思います。まずは歳入の部です。事項別明細書の24、25ページをお願いします。13款1項3目労働使用料は、勤労青少年ホームと働く婦人の家、こちらの使用料になります。続く4目農林水産業使用料、こちらは多目的研修集会施設の使用料となります。次のページをお願いします。続く5目土木使用料の2節都市計画使用料のうち4万4,000円が所管分になります。続く6目教育使用料は1節社会教育使用料は、文化ホール、社会教育施設などの使用料、2節保健体育使用料は、スポーツ施設などの使用料になります。32、33ページをお願いします。14款2項5目教育費国庫補助金3節社会教育補助金は、情報通信技術講習事業費補助金、こちらとして学校へメディア安全講習会、プログラミング親子教室、こちらを開催した分の補助金になります。36、37ページをお願いします。15款2項7目教育費県補助金3節社会教育費補助金は、長与町地域子ども教室事業補助金として、子どもの居場所づくりなどに目的とした公民館などで実施しております地域子ども教室への補助金として受けております。次のページをお願いします。同じく15款です。3項7目教育費委託金1節社会教育費委託金は、市町村権限移譲等交付金、こちらで史跡は県指定文化財であります五輪の塔の管理に対する委託金、立入調査は、有害図書などの立入調査を行っている分の委託金となります。その下16款1項1目1節土地貸付収入のうち408円、その下、2目1節利子及び配当金のうち7行目、21世紀ふれあい基金運用収入は、基金の預金利息になります。次のページをお願いします。17款1項7目1節ふるさと長与応援寄附金のうち、4,011万6,001円が所管分となります。こちらは勤労青少年ホームの管理経費、青少年健全育成事業、社会教育事業、図書館事業、保健体育事業等に充当しております。次のページをお願いします。18款2項4目

21世紀ふれあい基金繰入金は、青少年研修補助金に充当している分となります。1つ飛んで46、47ページをお願いします。20款5項1目1節雑入のまでは7行目清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち、198万2,053円、こちら体育施設等にあります自動販売機の設置使用料となります。2行下、各種施設電話使用料のうち490円、その下、各種施設コピー使用料のうち5万8,050円、2行下、長与町郷土誌売扱収入、こちらは全額になります。11行下のテニス広場コインロッカー使用料も全額、2行下、電柱等設置使用料のうち8,054円、4行下、自主事業チケット売扱収入は全額です。3行下、広告掲載料のうち10万2,600円で、図書館設置雑誌のスポンサーとして今のところは15社27誌のご協力を頂いております。7行下、長崎県市町村振興協会地域活性化支援事業助成金のうち100万円、こちらは第9回郷土芸能大会に対する助成金となっております。4行下、陶器制作料は全額で、陶芸の館での製作材料費となっております。次のページをお願いします。5行目、各種施設電気使用料は全額で、にんじんネット協議会の無線アクセスポイントの設置分となります。6行下、カーポート設置使用料は全額で、運動公園広場、相撲広場、海洋スポーツ交流館の3カ所にカーポート型の太陽光パネルを設置している分になります。その下、講座参加者負担金は全額です。9行下、過年度下水道使用料返戻金は全額です。次に、同項の3目違約金及び延納利息は全額です。こちらにつきましてはあまり前例がありませんので、詳しくご説明したいと思います。事の始まりにつきましては、長与町民文化ホールの空調設備であるエアーハンドリングユニットのエアコン調整を行うインバーターですね。こちらの交換工事をおきまして契約後、工期期日3月末まで予定しておりました。これができないということが発覚しました。そして、契約業者と協議の上、契約解除を行い、違約金として請負金額の10分の1を求めたものになります。こちら契約解除に至った1点目が、まず履行不能の発覚時期です。これが昨年度の末、3月の議会閉会直後、こちらに発覚しました。2点目として、交換予定の機器、こちらにつきましては注文後機器を製作して交換する、こういうものがありました。ほぼほぼ機器製作が主たるものでありまして、現場作業である設置作業はもう数日で済むということでした。その当時、年度末状況を確認したところ機器についてはまだ製作準備段階であり解除することが可能ということでありました。以上のことから議会を開会するいとまがない場合の町長専決処分による事故繰越より、一度契約解除という形がいいものと判断したものになります。顛末といたしましたことは、施工業者の担当者と、そちらの下請業者との担当者による口頭による納入時期の見解の不一致がありました。施工業者の担当者は年度内にできると最後まで思ってたみたいです。そして、そのことが町担当者にも伝わっており、お互いに年度内に完成するものとして町の担当者としても見解は一致していたということで、そこがやっぱり一番の原因かなと。要は施工業者と下請業者の納入時期の見解の不一致が一番の主だったものと考えております。以上がこれの見解になります。次に行きます。21款1項2目2節多目的研修集会施設整備事業債、こちらは多目的研修集会施設の屋根防水

工事に伴うものになります。以上が歳入のご説明でございます。

続きまして歳出でございます。130、131ページをお願いします。5款1項1目勤労青少年ホーム管理費は全額でございます。1節報酬の勤労青少年ホーム運営委員会委員報酬につきましては、勤労青少年ホームと次にご説明いたします婦人の家運営委員会を合同で開催しておりますので、両館の委員報酬となります。7節報償費は、各館で開催しております主催講座の謝礼となります。この主催講座に関する講師謝礼ですね。これにつきましては以降の施設も同様でございます。10節需用費修繕料は照明器具の取り替えなど、合計2件分になります。12節委託料の次のページですね。下の方から2行目、施設保守・管理委託料につきましては令和3年度からの長期継続、こちらの3年目となります。こちらも以降、各施設についても同様でございます。その他通常経費につきましては例年どおりでございます。次のページをお願いします。2目働く婦人の家管理費でございます。10節需用費、こちらの修繕料、空調設備修繕や軒下の修理など合計7件分になります。次のページをお願いします。14節工事請負費では空調設備設置工事を行っております。その他経常的な経費につきましては例年どおりでございます。140、141ページをお願いします。6款1項6目多目的研修集会施設管理費でございます。10節需用費の修繕費、こちら漏水修理や事務所のブラインド修理など合計7件分になります。次のページをお願いします。14節工事請負費では、施設全体の屋根防水工事および大ホールの空調設置工事、こちらになります。その他経常経費につきましては、例年どおりと考えております。ここから大きく飛びます。178、179ページをお願いします。10款6項1目社会教育総務費でございます。1節報酬は社会教育委員や社会教育推進指導員などの報酬となります。7節報償費、1行目の講師謝礼は、各種講座や教室事業等の講師謝礼、2行下の記念品代は二十歳のつどいの記念品となります。8節旅費では、通常旅費と各種委員、指導員ですね。委員、指導員のボランティア等の費用弁償となります。10節需用費修繕料では、宿泊施設つどいの家、こちらの空調設備の修理や消防設備の修繕等合計5件分になります。次のページをお願いします。12節委託料では、下から2番目、社会教育啓発物作成委託料として、家庭教育10か条のクリアファイルを作成、その下、オンライン配信業務委託料につきましては、長崎県立大学シーボルト校に委託しております二十歳のつどいオンライン配信業務委託料となります。こちら令和3年度から行っております。こちらコロナ対策を変更しながら開催しておりましたが、式典の様子とか二十歳のインタビューを編集した動画を配信という形でしております。14節工事請負費につきましては、つどいの家の空調設備の更新工事となっております。18節負担金、補助及び交付金では、各種大会の参加者負担金や長与町地域公民館連絡協議会補助金、長与町青少年育成連絡協議会補助金などの各種社会教育関係の団体への補助金となっております。その他経常経費については、例年どおりとなっております。次に2目公民館費でございます。こちらにつきましては充用がありますので、先にご報告したいと思います。充用費併せて182万円、こちらは

共に公民館設備ですね。上長与のエアコン設置工事に伴う工事費と、長与公民館の外側にあります冷温水器、排水機ですね。管がちょっと危ないということで、急きょ撤去することになりました。この2つの工事費への予備費の充用となっております。内容の方に入りたいと思います。こちらは長与町公民館、高田地区公民館、上長与地区公民館、この3館分を公民館費として計上しております。1節報酬、公民館運営審議会委員報酬につきましては、多目的研修集会施設、こちらの分の運営委員分も含まれております。10節需用費、次のページになります。修繕料ですね。高田地区公民館図書館カーペット張り替え、上長与公民館給水管修繕など、合計18件分になります。次のページをお願いします。12節委託料は、3館分の施設管理費等になります。14節工事請負費では、先ほど言いました長与町公民館冷温水配管撤去工事と上長与公民館への空調取り付け工事の2件分になります。その他経常経費につきましては、大きな変更はございません。次に3目図書館費でございます。こちらは流用があります。31万円の流用で長与町の図書館の事務室の空調、こちらが故障したためにどうしても修理することはできませんでした。このため新設を行ったため、こちらを流用しております。図書館費の報酬の方に入りたいと思います。1節報酬です。館長報酬や新図書館整備計画検討委員会委員報酬等になります。次のページをお願いします。10節需用費修繕料では、駐車場修繕や避難用誘導灯取り替えなど合計11件分になります。12節委託料では、図書館の司書4名と補助員5名に対する図書館の施設業務管理委託料の他、図書館のさまざまな施設管理、設備を含めた施設管理の委託料となっております。13節使用料及び賃借料では、図書館システムの借り上げの他、機器の賃借料等になります。14節工事請負費では、先ほど申しました図書館空調の設置工事となります。その他経常経費につきましては、大きな変更はございません。その一番下から次のページになります。4目文化振興費でございます。7節報償費では、東京大衆歌謡楽団、手相芸人島田秀平氏による手相占いトークショー、平和コンサート、こちらに関する謝礼となっております。他にも第9回郷土芸能大会出演謝礼金、謝礼ですね。全て大会が大盛況であったことをご報告したいと思います。12節委託料では、一番上、開発工事に伴う発掘調査作業委託料、これは昨年6月、嬉里郷の皿山付近で土地開発区域、民間の土地開発区域、こちらで大雨の時に道路破損を発端として多くの遺物が発見されております。その私有地内の基礎調査、こちらを町として責任を持って行ったものになります。2行下、郷土芸能大会運営委託料として大会運営に伴うさまざまな業務を委託しております。18節負担金、補助及び交付金では、文化協会や郷土芸能団体への補助金の他に、各種大会の参加補助金等もあります。その下、5目文化施設管理費でございます。文化ホールと陶芸の館の経費になります。ページ下の方に始まりますが、次のページもお願いします。10節需用費修繕料では、長与町民文化ホールの電気引き込みであるPAS、こちらの修繕や非常灯照明機器の取り替え他10件になります。12節委託料は、額は大きいですが文化ホールの施設保守・管理委託や舞台技術および管理委託料、陶芸の館の管理委託料と例年

どおりとなっております。その他の経常経費につきまして、大きな変更はございません。その下の7項1目保健体育総務費でございます。ここからスポーツ関係になります。ページ下の方から始まりますが、次のページまでお願ひします。7節報償費は、1行目、スポーツ教室講師謝礼として各小学校スポーツ教室の指導に対する謝礼や各種大会賞品代、こちらはV・ファーレン長崎の長与町サンクスマッチ、こちらに対する親子無料招待チケット等になります。委託料はSUPの体験会開催分になります。18節負担金、補助及び交付金では、各種大会参加補助金は延べ658人分とか、県のペーロン大会、町のペーロン大会等に伴う補助金となります。次に7項2目体育施設管理費でございます。もう次のページにお願いしたいと思います。10節需用費修繕料では、長与町総合公園プールスライダーの修繕、町民体育館空調機用の冷温・冷却水循環ポンプ修繕など全部で44件分になります。委託料につきましては、全て施設管理に伴う定例的な保守業務になります。14節工事請負費では、長与町総合公園水泳プール、トイレの洋式化工事など3件分になります。備品購入費では、掃除機やプール用のパラソル等を購入しております。その他経常経費につきましては、例年どおりと考えております。以上で事項別明細書の説明を終わりたいと思います。

続きまして、205ページをお願いします。財産に関する調書についてのご説明となります。4基金(2)ですね。土地開発基金の不動産土地面積のうち2,079平米、土地金額のうちの1,540万1,912円が生涯学習課所管分となります。こちらの皿山の塗跡の7筆分となっております。次のページをお願いします。一番上(8)21世紀ふれあい基金が所管分になります。最後ですね、主要な施策の成果に関する報告書につきましては、報告書の60ページから63ページ、こちらまで主要な施策の成果を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上が歳入歳出決算に係ります生涯学習課所管分でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。まず歳入の24、25ページ、続いて26、27ページ、32、33ページ、36、37ページ、38、39ページ、40、41ページ、42、43ページ、46、47ページ、48、49ページ、ないようでしたら歳出の方に移りたいと思います。ページが飛びまして130、131ページ、質疑はありませんか。132、133ページ、続いて134、135ページ、質疑はありませんか。少し飛んで140、141ページ、142、143ページから少しページが飛んで178、179ページ、180、181ページ。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先ほどこの予備費の支出について説明はしていただいたんですが、上長与の公民館のエアコンと長与公民館の何とかって言ってたんですけど、予備費を使っておられるということで相当緊急を要したんだろうというのを想定するんですが、どういうタイミング

だったのかというのもちょっと併せてお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

まず上長与につきましては全館空調でした元が。それがもう全部効かなくなつて本当は全部したかったんですけど、まずはどこをするかっていう部分でメインで使つてゐる場所とそれと事務室、これを緊急的にまず一番最初に行つた。そのあとずっと補正とか今回もありましたけど、ずっとちょこちょこ少しづつでもやつてゐる状況です。長与公民館につきましては、外側に使つてない配管がございました。それがもうぼろぼろになつて朽ちて落ちる寸前の状況というか、半分落ちてるような所もあつたんですけど、そういう所を発見してどうしようかという形で、これはやっぱりもう子どもたちも通るかもしないからもう早めに撤去しようということで、そのまま使つてない配管を撤去したものになります。

○委員長（中村美穂委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そのタイミングをちょっとお聞きしたのは、補正等で対応できなかつたということを言っていただきたいということと、あとその配管についてはもう完全な見落としですね。分かつとれば予算措置ができたんでしょうけど、ちょっと見つけたからすぐにせんばというようなどうも体制で臨まれたのかなあという感じがしてゐるんですが。いつ頃この、エアコンにてもいつ頃発生してこの補正に間に合わなかつたとか、何か正式な予算を組むことができなかつたというようなものもあれば説明をしていただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

まず1点目です。上長与公民館、こちら6月議会終了後、時期的に言うとそうなります。もうどうしようかという形で充用をお願いしました。2件目のこれを思い出しますと、8月ぐらいにやつてゐんですけど、9月補正でできないかという形で協議しました。それよりは余裕があるならば流用でもう早くした方がいいんじゃないかという形で財政と協議した結果になります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。続いて182、183ページ。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

図書館のことで183ページ、新図書館整備計画検討委員会の報酬、これ以前アドバ

イザーが400何万円ほど前回からずっとあつとったんだけど、この人たちはまだここに入ってるのかどうか。それから何かこれに対して関与されているのか、それについてお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

こちら一昨年度までありましたアドバイザリー契約はもう入っておりません。長与新図書館計画検討委員会、これは有識者等による会合を何度かさせていただいた分のその報酬分となります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。続きまして184、185ページ、質疑はありませんか。
続きまして186、187ページ、質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

ちょっと去年の主要な施策で示されておりました皿山の建物の解体なんですが、私の記憶では基礎だけが残されておったと思うんですよね。上の基礎を残して残り上の建物を解体したと。そのときに設計屋まで入れて解体の設計書まで作って発注をされたということで、今回この本当は聞くことができるのか分かりませんけど、書いてないんで、その基礎というのは、まだそのまま残してるんですよね。なんでかなと思うんですが、あるのか残しているのか、当然載ってきてると思ったもんでそのことを聞こうと思ったんですが、載っていないもんで本当に聞いていいのかなと思いながらですね、ちょっとそこだけどういう事情で残してるということだけ、教えていただけますか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

基礎部分についてはまだ残っております。触っておりません。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。続いて188、189ページ、質疑はありませんか。ページが飛んで205、206ページ、失礼しました。その前をすいません、飛ばしておりました。190、191ページ、それから192、193ページまで、質疑はありませんか。60ページからの主要な施策も含めて質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。全体を通して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

質疑をしたいので、副委員長と交代します。

○委員（堀真委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

187ページ、主要な施策では郷土芸能大会というところで詳しくあるわけなんですが、これが開催が5年に1度ですかね、郷土芸能大会が。すいません、今ちょっと質問の途中で申し訳ないんですけど、そういう形で行われてきているのかなと思いまして、私もこの日参加をさせていただいて非常にぎわって町民の方も楽しみにされていたという反面ですね、なかなかこの郷土芸能を継承していくっていうことが、特にこのコロナ禍を挟んで厳しくなってきてるというような感じもするんですね。それぞれの団体によっては違うのかもしれませんけど、なかなか3年ぐらい活動ができなかった。また発表する場所がなかったということで、その継承がなかなか難しかったりっていうところもあるかと思います。町としてはこういうものは継続して伝統を守っていただきたい。また、こういう芸能の大会であったり各地での何か祭りであったり、そういうところに出演をされてというようなこともあるかと思うんですが、何分やっぱりここにも会長というか琴の尾太鼓ですね、山口委員がおられますけれど、やっぱり経済的な面っていうのも非常に難しいのかなと思ってるんですけど、そこで全体的にどこの、どこのがって個別ということではなくて、そういったことを踏まえて町としてこの芸能大会だけを支えてらっしゃるんでしょうけど、それぞれの伝統芸能を守る位置で経済的な支援というのは考えてないのかとか、継続が非常に困窮しているとか、そういうような声がないのかお尋ねします。

○委員（堀真委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

まずこちらは5年に1回となっておりますが、基本的には4年と6年の隔5年ですね。町民文化祭の10周年等の記念事業、それと長与町施行の10の単位のときという形でやっております。こちら団体によっても考え方方が違いまして、毎年その場が欲しいという団体もあれば5年に1回でちょうどいいと、例えば来年2年に1回とかっていう話もしたんですけど、それはちょっと多過ぎるという両方の意見があります。やはり団体によって考え方多々あるかと思っております。経済的な面ですね。こちら分につきましては基本的にはまずこういった大きな大会があるときには、大会の出場補助という形であります。それ以外といたしましては、毎年10万円の補助という形で各団体の方で使えるお金として補助をしている状況です。あとこれを長く継続的に伸ばそうとやっていこうという分につきましては、教育委員会としても昨年度も話し合っております。社会教育委員とかと一緒にになって、どうしたら残せるかっていう検討委員会じゃないんですけど検討は進めておるんですが、妙案というのは今のところはない状況で各団体のやはりご尽力というか努力で今残っている状態ですので、何かいい方法があれば1個でも町としては助成をしていきたいと考えております。

○委員（堀真委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

それぞれの団体の経営的なものっていうのはまたそれ違うと思うので、町としては継続的には考えているということは分かりました。そこでそれに関連して次の主要な施策の中でV・ファーレンのサンクスマッチというのがあるわけなんですけど、これは親子のチケット代、ここは理解をしております。ただここで琴の尾太鼓が出演をされたというところで、ちょっとこの決算額のところに含まれてるのは含まれてないのか違う項目になってるのか分からんんですけど、確か数年前に出演される場合はやはり今回太鼓とかそういうのをトラックで運んだりとか、それがもうその手配できる軽トラとかそういうものであればんですけど、そういう経費的なものの昔は予算がなかったんですけど、恐らく実費というかそういったものが支払われているのかなと思うんですが、そちらはいかがでしょうか。

○委員（堀真委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

こちらは出演の謝金として15万円という形で支出をさせていただいております。

○委員（堀真委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

分かりました。15万円ちょっとそこら辺の額が私も分からなかつたものですから。やはりそういうところで練習をしたりとか当然一定打ち上げをしたりとか、そういうこともあろうかと思いますので、今後スタジアムシティが完成をもう間近にしてますけど、そういうサンクスマッチの在り方っていうのは相手は民間なのでよく分かりませんけど、もしこういうにぎわいの創出というか21市町でそういうふうな出演をもし今後も依頼されるかどうかはちょっと不明な所ありますけれども、そういった場合もできれば継続をしてこの伝統芸能を続けていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（堀真委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

こちらスポーツを生かした市町村のにぎわいを創出するような形の分につきましては、委員言われるとおりいろんな形でやっていきたいとは考えております。ただし、町から発信できる部分とどうしても相手方から言ってくる部分があります。今回も今年度ですけど福山雅治のライブビューイング、この分につきましても外から言われて初めて動き始めたことになります。そこはやはり外から言われてお話し、案がある部分、それと町からネタを持っていく部分、両方をやはり考えていくってスポーツを生かして活性化、これはやっていきたいと考えております。

○委員（堀真委員）

委員長と交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで教育委員会生涯学習課所管分の質疑を終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

それでは続きまして、先ほどからの議案第49号令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての農業委員会所管分の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

山崎事務局長。

○農業委員会事務局長（山崎昇君）

それでは農業委員会所管分につきまして、決算書事項別明細書に従い説明いたします。まず歳入でございます。34、35ページをお願いします。15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち、1行目の農業委員会交付金、2行目の農地利用最適化交付金および6行目の農地集積・集約化対策費補助金が農業委員会所管でございます。農業委員会交付金は、農業委員会の円滑な活動に資するために交付される交付金でございます。職員の給与へ充当しております。農地利用最適化交付金は、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するために交付されるものでございます。これについては農業委員、推進委員の報酬および最適化に向けた活動経費のインターネット接続料やMDM利用料などに充当しております。農地集積・集約化対策費補助金は、扱い手への農地集積、集約化を推進するために交付されるものでございます。農地法に基づき毎年実施する農地利用状況調査に係る経費に充当しております。次に46、47ページをお願いいたします。20款諸収入5項雑入1目雑入1節雑入の5行目、農業者年金事務委託手数料、次に次ページの下から4行目の長崎県農地集団化推進協議会返納金が農業委員会所管でございます。農業者年金事務委託手数料は、農業者年金業務に要する経費を農業者年金基金から交付されるものでございます。長崎県農地集団化推進協議会返納金は、協議会解散に伴い発生した精算財産を各団体へ負担金額から案分し、返納金として返納されたものでございます。長崎県農地集団化推進協議会は、農地等の集団化事業を積極的に推進して農業経営を合理化し、もって農業生産力を発展を図ることを目的として昭和35年に設立し運営を行ってまいりましたが、令和6年2月1日付で解散しております。以上が歳入でございます。

続きまして歳出でございます。134、135ページをお願いいたします。6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費は、全て農業委員会業務に係る支出でございます。

1節報酬の農業委員会委員報酬および農地利用最適化推進委員報酬は、農業委員12名および農地利用最適化推進委員8名の報酬でございます。農業委員会委員候補者評価委員会報酬は、3年ごとの農業委員改選時に発生するもので、候補者評価委員会の委員に対する報酬です。評価委員会とは、県および町の機関の職員、それから町の農業者をメンバーとして5名で構成されております。推薦または応募があった農業委員候補者について、委員として適性があるかの評価を行います。今回の決算額は、町内の農業者1名分の報酬でございます。一般事務補助パート報酬は、農地利用状況調査等の資料の整理を行っていただいております。2節給与、3節職員手当等、4節共済費については、農業委員会職員3名分の人物費に係るものおよび会計年度任用職員の期末手当、社会保険料でございます。7節報償費、農地利用状況調査謝礼は、農地法に基づき毎年実施する農地利用状況調査に係るもので、農地の現地調査を行っていただいた調査員33名の謝礼でございます。8節旅費は、職員に係るものを普通旅費で、農業委員、最適化推進委員に係るものを費用弁償でそれぞれ支出しております。9節交際費は、農業委員会会長の交際費でございます。研修時のお土産代などに支出しております。10節需用費のうち、消耗品費は農業新聞購読料、トナーカートリッジ他各種消耗品など、食糧費は、主に各種会議時の意見交換などに伴うもの。印刷製本費は、農地利用状況調査時の地図作成に係るものでございます。11節役務費は、農地調査時に使用するタブレットのインターネット接続料でございます。12節委託料は、農業委員会サポートシステムの地図更新作業に係る費用でございます。13節使用料及び賃借料のうち、自動車借上料は、農業委員会先進地視察研修時におけるマイクロバスの借上料でございます。MDM利用料は、タブレットの紛失時の第三者による不正利用対策や遠隔地からの端末ロック・初期化などができるものでございます。年間の利用料は、補助対象経費となっております。18節負担金、補助及び交付金は、農業委員会業務に関連する団体への負担金および補助金でございます。以上が農業委員会に関するものでございます。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今提案理由の説明が終わりました。これから質疑を行います。まず歳入からページを進めていきます。34、35ページ、続いて、46、47ページ、次のページの48、49ページ雑入のところですね。質疑はありませんか。

なければ歳出の方に移りたいと思います。134、135ページ、農業委員会費のところです。質疑はありませんか。次のページの136、137ページ。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

一つだけお聞きします。18節長与町農作業労災保険の件でございますけども、これは大変私も農業者でありまして、これがあるおかげで安心っていうか、私も雇用をしますので私以外農家の人は全てと思いますけども、本当にうれしい制度かなと思っており

ますけども。やはり私たちも今農業者を使うのにだんだん高齢化になって、けがもだんだんだんだんこう転んだりして、けがする率も多くなつたんじゃないかなと思うんですけども。これは年間どのぐらい使われているか分かればお願ひしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

山崎事務局長。

○農業委員会事務局長（山崎昇君）

令和5年度の協議会からの報告では、労災の申請が18件あっております。18件の申請が全て労災の認定を受けたという格好になっております。主な発生は、畠から落ちた落下などが5件、転倒が8件で、その他に他に5件あってる状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

分かりました。けが次第では長期にわたって入院とか通院とかするお方も過去はあつたんですけど、最近5年度に対してはそういう重症とか、そういう例は上がってきてないですか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎事務局長。

○農業委員会事務局長（山崎昇君）

昨年はドクターヘリで呼ばれた方が2件あるということで、岡の方で1件、本川内の方で1件ということで聞いております。物を燃やした際に多分洋服に火がついたのかということのものと、後は1件は落下ということで聞いております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

すいません、137ページの農業委員会サポートシステム連携修正なんですが、これはもう少し詳細に教えていただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

山崎事務局長。

○農業委員会事務局長（山崎昇君）

今回農地利用状況システム、サポートシステムの連携なんですけども、地図情報の更新業務を今回行っております、地図情報ですね。それを行うことでタブレットを持って現地に行くんですが、タブレットが車のナビのような状態になりますので、それを持って現地が正確に分かるように地図の方も更新をしたという格好になります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。全体を通して質疑を受けます。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで農業委員会所管分の質疑を終わります。お疲れさまでした。

続いて結審を行いたいと思います。

まず、これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これで議案第49号令和5年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について、産業文教常任委員会の分割付託分の件を採決します。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決しました。

本日はこれで閉会します。

(閉会 12時02分)